

今月の内容

- ◆ 労働保険料の口座振替をおススメします
- ◆ 図解 すぐに分かる「働き方改革」(第5回)
～ 勤務間インターバル制度 ～

労働保険料の口座振替をおススメします

労働保険料の納付書が納付期限ギリギリに届いて慌てたという経験をお持ちではないでしょうか？
口座振替納付に切り替えることで、このようなことが無くなるとともに、他にも大きなメリットがあります。以下、労働保険料の口座振替についてご紹介します。

(※ 2月25日までに手続きが完了すれば、今年7月の納付に間に合います。)

<口座振替のメリット>

◎ 保険料の引き落としに **最大約2ヵ月** ゆとりができます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

◎ 保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間が無くなります。

◎ 手数料は無料です。

◎ 引き落としの約3週間前にお知らせ(ハガキ)が届きます。

◎ 引き落とし後に、引き落とし結果のお知らせ(ハガキ)が届きます。



<口座振替の申込み方法・期限>

▼ 申込用紙に必要事項をご記入の上、金融機関の窓口にご提出ください。

▼ 申込用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 労働保険料 口座振替 [検索](#)

▼ 平成31年度(全期・第1期)からのお申込みは、**2月25日(月)まで**にご提出ください。
(申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。)

図解

すぐに分かる「働き方改革」(第5回)

～ 勤務間インターバル制度 ～

「働き方改革」の実行に伴い、2019年4月1日より以下の2制度が始まります。

勤務間インターバル制度

高度プロフェッショナル制度

今号では、【勤務間インターバル制度】についてご説明します。

勤務間インターバル制度（努力義務）

ある日の労働が深夜に及んだ場合、その翌日の始業時刻を繰り下げる

一定時間以上の休息時間が取れる（インターバル）

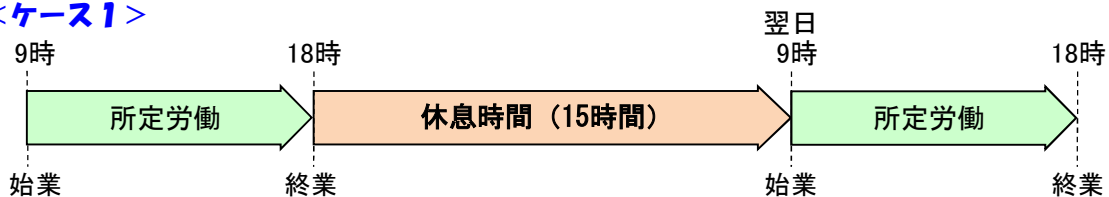
十分な睡眠時間や生活時間を確保

「勤務間インターバル制度」とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。

2019年4月1日より、勤務間インターバル制度の導入が、企業の努力義務となります。

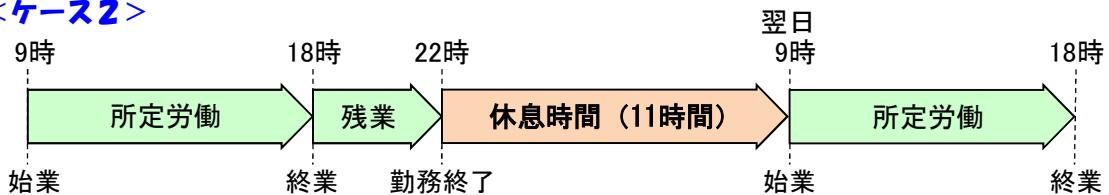
【例：休息時間（インターバル）を11時間と定めた場合】

<ケース1>



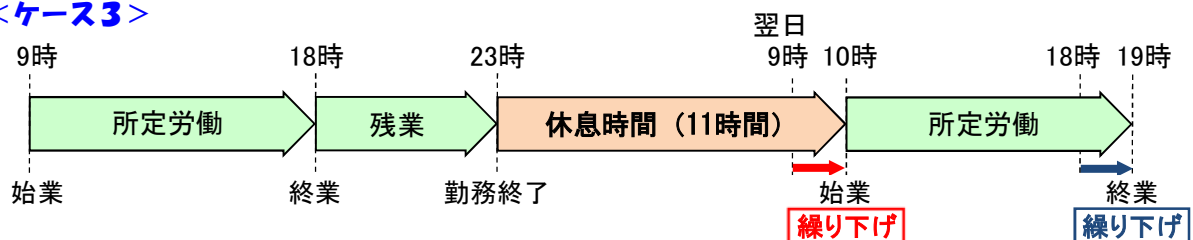
* 残業なし。定められた休息時間が確保されている。

<ケース2>



* 残業はあるが、定められた休息時間が確保されている。

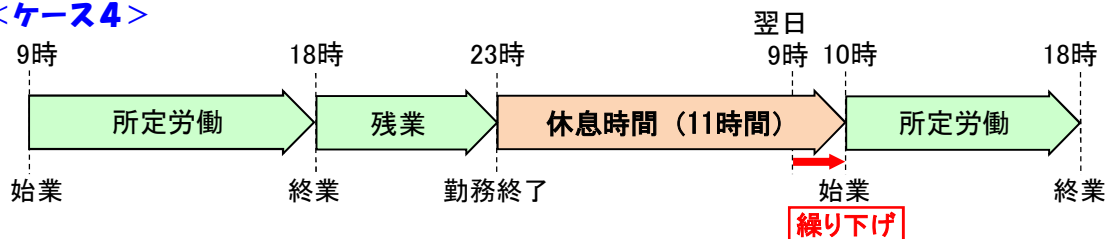
<ケース3>



* 残業あり。定められた休息時間が確保されない。

→翌日の始業時刻を繰り下げる。（終業時刻も繰り下げる。）

<ケース4>



* 残業あり。定められた休息時間が確保されない。

→翌日の始業時刻を繰り下げる。（9時～10時の勤務を免除。終業時刻は繰り下げない。）